



# みんなできちとる 国民健康保険

問い合わせ  
市民課国保係 ☎内線3131  
白沢町総務課市民生活係 ☎内線31  
利根町総務課市民生活係 ☎内線24

## 納期までに納めましょう

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)で負担すべき医療費から、国や県の補助金などの歳入を見込んだ残りの額を医療分、後期高齢者支援分と介護分の所得割額、資産割額、均等割額と平等割額に分けて税率を定めています。

このうち、医療分と後期高齢者支援分の所得割額は世帯の国保加入者の前年分の総所得金額を、介護分は40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の前年分の総所得金額を基に算定しています。

7月の通知額は、確定した年税額から仮算定(4月から6月まで)です。課税した税額を差し引いたもので、その差額を7月以降の納期に分けて納めて

いただくこととなります。

納税通知書は、4期から12期までの9期分をまとめて通知しますので、各納期限までに納めてください。

## 国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。

## 納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が送られ、それでも納めないでいると通常の保険証の代わりに短期被保険者証が交付されます。納期限から1年を過ぎると保険証を返してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。納期限から1年6カ月を過ぎ

ると国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

その後も納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます(災害や事業の廃止など特別な事情がある場合は除く)。分割納付などもできますので、納付方法をご相談ください。

## 国保税の軽減

非自発的失業者(雇用保険の特定受給資格者と特定理由離職者)は、申告により国保税が軽減されますので、忘れずに申告してください。

## 支払い方法の変更

現在、特別徴収(年金天引き)の世帯は、申請により特別徴収から口座振替に支払い方法を変更することができます。

## 医療費を大切に

国保の医療分は、皆さんが納める国保税や医療機関の窓口で支払う一部負担金、国の補助金などで賄われています。

医療機関などへの国保からの医療費の支払額がそのまま税額に反映しますので、医療費を大切に使いましょう。特定健診を忘れずに受診するなど、毎日の健康管理に注意してください。

## ジェネリック医薬品の利用にご協力

ジェネリック医薬品は、低価格なのに安全性や効き目は新薬と同じと認められている後発医薬品のことです。自己負担も軽くなりますので、医師や薬剤師と相談しながら利用にご協力をお願いします。

## 後期高齢者医療制度被保険者証の更新

### 8月1日から

## 後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

### 新しい保険証を郵送します

新しい保険証は、緑色の封筒に入れて、今月中に郵送します。郵送を希望しない人は、市民課窓口で交付しますので、7月19日(木)までに連絡してください。保険証の有効期限は、8月1日から来年7月31日までです。保険証には、被保険者番号や氏名、医療機関の窓口で支払う自己負担割合(1割または3割)が記載されています。

8月から医療機関などで受診するときは、新しい保険証を窓口提示してください。

### 納めないでいると

前年度までの賦課総額の2分の1以上を滞納していると、通

常の保険証よりも有効期限の短い短期被保険者証が交付されます。短期被保険者証の有効期限は、8月1日から来年1月31日までです。一時的に納付が困難な場合は、分割納付などもできますので、ご相談ください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

1カ月の同一保険医療機関などでの自己負担限度額は、所得によって異なります。市民課課税世帯の人は、医療機関などで保険証のみを提示すること、自己負担限度額までの負担となります。市民課非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。これを保険証と一緒に医療機関などに提示すると、療養費

### 臓器提供意思表示と保護シール

昨年度から被保険者証裏面に臓器提供の意思の有無を記載できるようにしました。記入された情報を保護するためのシールを窓口で配布しています。なお、臓器提供意思表示欄への記入は任意です。問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3132、白沢町総務課市民生活係 ☎内線31、利根町総務課市民生活係 ☎内線40へ



## 年金の窓口からお知らせ



### 保険料免除は、原則毎年申請が必要です

所得が少なく保険料を納めることが困難な場合には、一定の基準により国民年金の保険料が免除されます。また、30歳未満の人には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人や配偶者、世帯主の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部、または一部が免除されます。一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じた免除の申請ができます。

免除が承認された場合、残りの保険料を納めないと同額と同じ扱いになります。保険料の免除、または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要ですが、全額免除と若年者納付猶予は、翌年度以降分もあらかじめ申請

することができます(失業などによる理由を除く)。

継続申請をしていない人や一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除などを希望する場合は、市民課戸籍年金係で手続きしてください。

### 30歳未満の人は承認を受けると保険料の納付が猶予されます

30歳未満の第1号被保険者で所得の少ない人には、国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。納付猶予を受けている期間中に障害を負ったとき、障害基礎年金を受けられる場合があります。猶予を受けた期間は、年金を受けるための資格期間に算入されますが老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるには、10年以内

に保険料を納める必要があります。若年者納付猶予制度を申請する人は、市民課戸籍年金係で手続きしてください。

申請は、原則毎年必要ですが、翌年度以降分もあらかじめ申請することができます。問い合わせ 渋川年金事務所 ☎0279②1607へ